

令和 5 年 7 月 20 日

大都市制度・行財政改革特別委員会

市民部市民協働・地域政策課
区再編推進事業本部

区再編と住民自治について

◆配付資料◆

- 資料 1 : 地区コミュニティ協議会の運用等に関する質問事項
- 資料 2 : 地区コミュニティ協議会の設置の有無の違い
- 資料 3 : 地区コミュニティ協議会の運用等について

地区コミュニティ協議会の運用等に関する質問事項

| No. | 協議項目 | 確認項目 | 質問事項 | 回答 | 会派 |
|-----|------------------|-------------|--|---|---------|
| 1 | 1 地区コミュニティ協議会の運用 | (1)機能・役割 | 「地域分科会に委員を選出することができる」とあるが、「地区コミュニティ協議会が設立された場合その代表が地域分科会の委員になる」とされている。できる規定か、条件か。選出基準はどうするか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・「～委員を選出するものとする」に改めます ・地域分科会委員の規定に沿った人物を地区コミュニティ協議会が選出することができます | 自由民主党浜松 |
| 2 | 1 地区コミュニティ協議会の運用 | (1)機能・役割 | 地区コミュニティ協議会の想定される構成団体は、現在でもそれぞれ独立して会議を開催している。地区コミュ協議会として会議を開催せずとも、構成団体の各々の会議による意見を地区コミュ協の意見としてコミュ担が構成団体との関わりの中で意見を吸い上げ、地域分科会へ提案することはできないか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・現在もコミュニティ担当職員が構成団体との関わりの中で意見を吸い上げ、然るべき行政機関へ伝えていきます ・地区コミュニティ協議会が設置された場合、従前に加え地域の総意の意見として地域分科会へ提案することができます ・「資料2:地区コミュニティ協議会の設置の有無の違い」のとおりです | 創造浜松 |
| 3 | 1 地区コミュニティ協議会の運用 | (1)機能・役割 | 地域分科会に対し、提案、要望、意見を述べた後の、行政による課題解決スキームはどうなるのか？地域分科会は、提案、要望、意見に対しどのような対応をするのか？ | <ul style="list-style-type: none"> ・地域分科会において、必要があると認めるときは市に対して提案、要望、意見を述べることができます ・市に提出された内容は所管課へ伝え、後日今後の対応について、所管課もしくは事務局から地域分科会へ回答します ・地域分科会に出席する地区コミュニティ協議会の代表者は、コミュニティ担当職員とともに地区コミュニティ協議会の会議や文書を通して市からの回答を報告します | 創造浜松 |
| 4 | 1 地区コミュニティ協議会の運用 | (2)年間スケジュール | 地区コミュニティ協議会は年12回程度とのことであるが、現在、多くの地域で毎月一度自治会連合会の定例会が行われていると思うが、地区コミュニティ協議会を立ち上げた場合には、委員になった自治会長は出席する会議が倍になるが、負担増に対する考えはどうか？ | <ul style="list-style-type: none"> ・開催回数は、地域が主体的に決めることができます ・事務局機能を担うコミュニティ担当職員が意見のとりまとめや資料作成などを行い負担軽減に努めます | 創造浜松 |
| 5 | 1 地区コミュニティ協議会の運用 | (2)年間スケジュール | 地区コミュ協の主な役割は地域課題の取りまとめであり、自主的な開催を優先させるべきで、地域分科会の開催にあわせて年間12回程度開催する必要があるか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・開催回数は、地域が主体的に決めることができます | 創造浜松 |
| 6 | 1 地区コミュニティ協議会の運用 | (2)年間スケジュール | 開催の上限は12回だが、下限（少なくとも～回）は設けるのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・No.5と同様です | 自由民主党浜松 |

地区コミュニティ協議会の運用等に関する質問事項

| No. | 協議項目 | 確認項目 | 質問事項 | 回答 | 会派 |
|-----|------------------|-------------|--|--|---------|
| 7 | 1 地区コミュニティ協議会の運用 | (2)年間スケジュール | 「自主的な事業活動」は年間の計画以外にも、自主性を重んじて、年度途中でも柔軟に取り組めるようにしたほうが良いと考えるが、いかがか。 | ・年度途中でも地域の裁量で柔軟に取り組むことができます | 自由民主党浜松 |
| 8 | 1 地区コミュニティ協議会の運用 | (3)案件 | 地区自治会連合会活動と各種団体活動の個別活動状況を地区コミュニティ協議会で共有するのか。 | ・地区コミュニティ協議会の設置の目的として、各団体の活動状況を共有することは理想と考えます | 自由民主党浜松 |
| 9 | 1 地区コミュニティ協議会の運用 | (3)案件 | (例)に「通学路の危険個所の改修要望」があるが、単位自治会内で完結するものは地区コミュニティ協議会で協議する必要はない。複数の自治会を跨ぐ、又は他の自治連に関係する改修要望にすべきではないか。 | ・議題とする案件は、地区コミュニティ協議会で判断することができます | 自由民主党浜松 |
| 10 | 1 地区コミュニティ協議会の運用 | (3)案件 | 地区コミュニティ協議会管内に影響する案件及び他のコミュニティ協議会にも関係する重要案件を追加。 | ・「～述べるための、対象地区内の地域振興及び地域課題の解決に関する事項」に改めます | 自由民主党浜松 |
| 11 | 1 地区コミュニティ協議会の運用 | (3)案件 | 「自主的な事業活動」とはどのような活動を想定しているのか。研修や視察といった活動を含めることは可能か。 | ・自主的な事業活動とは、区協議会に関する活動以外の活動です ・例えば、広報誌の発行や古紙回収活動、公園の草刈り、地域団体イベントなどが想定されます ・研修や視察については、区協議会に関する活動でなければ、自主的な事業活動です | 自由民主党浜松 |
| 12 | 1 地区コミュニティ協議会の運用 | (3)案件 | 提案、要望、意見のルートは、区協議会（地域分科会）を介さず直接市へ述べるができるよう基本構成図や規則に明文化すべき。 | ・「資料2:地区コミュニティ協議会の設置の有無の違い」のとおりです | 公明党 |
| 13 | 1 地区コミュニティ協議会の運用 | (3)案件 | コミ担の意見・提案・要望について集約する方法手段を各協働センターでしっかりと作るべき。（例えば、紙でアンケートを定期的実施する。SNSで集約できるように工夫する。） | ・多様な手段で集約します ・コミュニティ担当職員の役割については、8月の特別委員会の協議事項として取扱います | 公明党 |
| 14 | 1 地区コミュニティ協議会の運用 | (3)案件 | 地区内の各種団体が連携し地域課題等をまとめるとあるが、これまでも各団体は独立して、行政に対し直接アプローチしてきたと思うが、この流れに地域分科会を挟むようになるということでしょうか？ | ・地区コミュニティ協議会の設置後も各種団体からは今までどおり市へ直接要望することができます ・「資料2:地区コミュニティ協議会の設置の有無の違い」のとおりです | 創造浜松 |

地区コミュニティ協議会の運用等に関する質問事項

| No. | 協議項目 | 確認項目 | 質問事項 | 回答 | 会派 |
|-----|------------------|--------|---|---|---------|
| 15 | 1 地区コミュニティ協議会の運用 | (3) 案件 | 地域分科会へ提案、要望、意見を述べるための地域振興及び地域課題の解決に関する事項については、現在、自治会連合会を通して行なっている要望と重複する場合もある。それら要望等は、同等に取り扱われるのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 要望内容は同等に取扱います | 創造浜松 |
| 16 | 1 地区コミュニティ協議会の運用 | (3) 案件 | 自治会連合会やその他の各種団体は、これまでも市に直接要望を行ってきた。地区コミュニティ協議会から上げられる要望等と自治会連合会、単位自治会との間で意見の相違がある場合の取り扱いはどうするか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な意見が出ることは大変重要なことであると考えます ・ 様々なご意見を参考に政策判断を行います | 創造浜松 |
| 17 | 1 地区コミュニティ協議会の運用 | (4) 予算 | 事務経費・会場経費の年間予算5万円の根拠は何か。また、使途範囲はどこまでと考えるか。例えば、地域の調査など、協議会独自で活動した事務費は別途請求出来るなど事務経費に融通はさくのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 予算は地区コミュニティ協議会が区協議会に意見をあげるために必要な経費を、協働センターが購入、契約、場所を借りることにより、直接支払うもの（直執行予算）です ・ 予算は、年12回程度の会議開催を想定した会議の紙代やコピー料として約2万円、年1回の協働センター以外での会合や勉強会を行う際の会場使用料として約3万円を想定したものです | 自由民主党浜松 |
| 18 | 1 地区コミュニティ協議会の運用 | (4) 予算 | 地域力向上事業に関わらないもので、地域活動の為の経費として、課題解決事業費が毎年活用できる場合もあるのか。既にあり、まちづくり協議会などが母体となった際に、現在は会員の好意により捻出している活動経費など、事務費以外の事業費の予算についてどう考えているか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 区役所の事業予算は、全て地域力向上事業で、必要なものは毎年度予算措置をしています ・ 既存のまちづくり協議会との予算の棲み分けは、No.17のとおりで、地域の自主性を損ねないようにします | 自由民主党浜松 |
| 19 | 1 地区コミュニティ協議会の運用 | (4) 予算 | 地区コミュニティ協議会への予算確保に関しては、自治会に対する補助金、委託料、交付金など、どのような建付けで考えているか。また、協議会が管轄する地域の面積や人口規模などにより、予算の幅や上限を設定する考えはないか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ No.17と同様です ・ 予算は積み上げによるものであるため、会議への参加者数により増減する可能性があります | 自由民主党浜松 |

地区コミュニティ協議会の運用等に関する質問事項

| No. | 協議項目 | 確認項目 | 質問事項 | 回答 | 会派 |
|-----|------------------|--------|--|---|---------|
| 20 | 1 地区コミュニティ協議会の運用 | (4) 予算 | 事務経費、会場経費については、地区コミュニティ協議会に予算措置されるのではなく協働センターに措置されることであるが、地区コミュニティ協議会を立ち上げない地区の扱いはどうなるのか。地区コミュニティ協議会の役割を自治会連合会が補完しており、コミュニティ担当職員も自治会連合会の定例会に出席するようになっているため、扱いが同等でない公正性がないと考える。 | <ul style="list-style-type: none"> ・事務経費や会場経費などは区協議会に係る予算として、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例の第29条第3項に基づき、地区コミュニティ協議会の事務局機能を担う協働センターに対し予算上の措置を講じるものです | 創造浜松 |
| 21 | 1 地区コミュニティ協議会の運用 | (4) 予算 | 地域力向上事業の要綱で区協議会の文言があるが、具体的に地区コミュニティ協議会やコミ担の位置づけについて明文化すべき。 | <ul style="list-style-type: none"> ・浜松市地域力向上事業実施要項の第2条において、団体の定義を示しており、地区コミュニティ協議会も該当します ・市民向けに分かりやすい広報に努めてまいります | 公明党 |
| 22 | 1 地区コミュニティ協議会の運用 | ※その他 | 自治会長が一番の懸念事項は、地区コミュニティ協議会が創られてからの仕事の増加についてなので運用についての冒頭部分に、わかりやすく地域の任意だということを記すべきではないか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・資料の冒頭に「地区コミュニティ協議会は、地域の各種団体を包含し、地域課題を話し合う組織として、地域の任意で設置することができます。設置した場合には、市の附属機関である区協議会に対し、地域振興及び地域課題の解決に関して提案、要望、意見を述べることができます。」と記載します | 市民クラブ |
| 23 | 1 地区コミュニティ協議会の運用 | ※その他 | 地区コミュニティ協議会活動と地区自治連合会活動(単位自治会含む)・各種団体活動との棲み分け、地域課題把握方法とその支援はどのように考えているのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域では各々の団体が、各々の趣旨、目的に応じた住民自治によるまちづくりを進めており、活動の棲み分けは、地域事情に応じて地域の任意で決めていくものです ・地域課題の把握やその支援については、協働センター職員が他団体との関わりの中でこれまでと同様のサポートをします | 自由民主党浜松 |
| 24 | 1 地区コミュニティ協議会の運用 | ※その他 | 協議会の設置については、地域の負担を考慮し、地域の任意とする、とあるが、コミュニティ協議会を設置する地域と設置しない地域の効果や課題の違いについてどのように考えているか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・「資料2:地区コミュニティ協議会の設置の有無の違い」のとおりです ・設置しない場合は、コミュニティ担当職員が地域と関わり、パイプ役として市へ繋がります ・設置した場合は、区協議会の仕組みとして市へ提出することができ、回答が担保されます ・効果に差はありません | 自由民主党浜松 |

地区コミュニティ協議会の運用等に関する質問事項

| No. | 協議項目 | 確認項目 | 質問事項 | 回答 | 会派 |
|-----|------------------|----------|--|---|---------|
| 25 | 1 地区コミュニティ協議会の運用 | ※その他 | 予算に関する監査は誰が行い、何か疑義があった際の責任の所在や説明責任は誰になるのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市が予算執行するため、市の責任です ・地域の負担はありません | 自由民主党浜松 |
| 26 | 1 地区コミュニティ協議会の運用 | ※その他 | 各地区コミュニティ協議会同士で交流や意見交換会ができる区域は決めず区内に限らず、区外でも参考になるよう親睦を図る。(自主的な事業活動は、自由に市内であれば交流できる) | <ul style="list-style-type: none"> ・地区コミュニティ協議会同士で自由に交流や意見交換をしていただくことができます | 公明党 |
| 27 | 2 認定要件 | (1) 区域 | 大きい地区自治連単位(萩丘など)は、1つでは、大きすぎて厳しいので、分割が可能とならないか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、50地区の自治会連合会の区域が望ましいと考えますが、地域の自主性を尊重し、地区自治会連合会の同意があれば可能と考えています ・ただし、地区内で空白や分断が生じないような線引きが必要であると考えます | 公明党 |
| 28 | 2 認定要件 | (1) 区域 | 原則として地区自治連単位が最小単位とした団体となっているが、人口規模が大きい地区は、連合自治会内を分けて協議会を設立することを想定しているか。また、2層目は地域が規定されているが、地区コミュニティ協議会は地区をまたいだ広範な協議会組織としても認定可能なのか。(例：学校区と地区の分断が現状あるため) また認定可能であれば2層目との連携についてはどうか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・No.27と同様です ・地域の実情に合わせて設置できます ・事務局となる協働センターや所掌する地域分科会は認定時に決定します | 自由民主党浜松 |
| 29 | 2 認定要件 | (2) 構成団体 | 概ね市自治会連合会の定める地区自治会連合会の単位で地区コミュニティ協議会を設置する考えであるならば、※の部分の内容は必要ないと考える。 | <ul style="list-style-type: none"> ・地区自治会連合会の会長の意見を踏まえ、地区自治会連合会の負担に配慮し、地域の任意としたものです ・※の部分は「構成団体に地区自治会連合会を含めることが望ましい。ただし、地区自治会連合会が希望しない場合はこの限りでない」と改めます。 | 自由民主党浜松 |
| 30 | 2 認定要件 | (2) 構成団体 | ※マーク部分に「構成団体に地区自治会連合会を含めることは地域の任意とする」とあるが、実際に含めないことはレアケースと思う。書きぶりはもう少し変えるべきではないか？ | <ul style="list-style-type: none"> ・No.29と同様です | 市民クラブ |
| 31 | 2 認定要件 | (2) 構成団体 | NPOや個人などは地区自治会連合会の同意を得る必要があるが、自治会連合会OBや地区社協、まちづくり協議会、シニアクラブ、子供会、体振、消防団は同意を得るまでもないのではないか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・地区自治会連合会の同意は、地区コミュニティ協議会を設置することの同意であり、個々の団体の参画を判断するものではありません | 自由民主党浜松 |

地区コミュニティ協議会の運用等に関する質問事項

| No. | 協議項目 | 確認項目 | 質問事項 | 回答 | 会派 |
|-----|--------|----------|--|---|-------------|
| 32 | 2 認定要件 | (2) 構成団体 | 上記のような捉え方のように、構成団体への参画に、自治連の同意を得るものと考えているか。 | ・No.31と同様です | 自由民主党 浜松 |
| 33 | 2 認定要件 | (2) 構成団体 | 各種団体について、自治連の「同意を得た」という条件が付いているが、自治連の同意は何をもって同意とするのか。 | ・地区自治会連合会の同意書の提出をもって同意とする想定です | 自由民主党 浜松 |
| 34 | 2 認定要件 | (2) 構成団体 | 参加する個人については、何か条件があるのか。地域協議会は居住地を条件としているが、地域に住所がない個人や団体は構成団体に参画できないのか。 | ・活動区域の全ての住民が活動に参加できることを認定要件とします ・その他の地域からの参画は地区コミュニティ協議会で任意に決めることができます | 自由民主党 浜松 |
| 35 | 2 認定要件 | (2) 構成団体 | 設立される地区コミュニティ協議会は地区自治会連合会の同意を得る事が必須条件であるが、どのような基準で地区自治会連合会は同意をするのか。 | ・同意とは、当該エリアに1つの地区コミュニティ協議会を設置することについて同意をいただくものです ・No.31と同様です | 自由民主党 浜松 |
| 36 | 2 認定要件 | (2) 構成団体 | 地区コミュニティ協議会に子ども会とあるが、地区によっては子ども会がない地区もある。そのような場合は新しい団体を作るという話になると思うが、その場合コミ担が一緒に立ち上げに協力すべきだと思うがどうか。 | ・資料の構成団体は一例です ・地区コミュニティ協議会を構成する団体は、地域の実情に合わせて、任意で決めることができます | 市民クラブ |
| 37 | 2 認定要件 | (2) 構成団体 | 考えづらいことだが「複数の地区自治連で1つのコミュニティ協議会を構成することも可能」ということでは地域性を無視しても組織することが可能になってしまう。「隣接する」といった歯止めの文言が必要ではないか？ | ・「隣接する複数の地区自治連で1つのコミュニティ協議会を構成することも可能」とします | 市民クラブ |
| 38 | 2 認定要件 | (2) 構成団体 | 地区自治会連合会の同意を得た当該地域を代表する団体とあるが、実際の運営により自治会連合会との意見の対立や相違が顕著になった場合には、自治会連合会は当該団体の同意を取り消すことはできるか。 | ・地区自治会連合会は、認定時点で同意をするものです ・認定後の同意の取り消しはできません | 創造浜松 |
| 39 | 2 認定要件 | (2) 構成団体 | 多様な団体を構成員とすると、会議の日時の設定が非常に難しくなることが予想される。これまでの自治会連合会の定例会に、更に他の団体の参加を募ることで、地域の負担がこれまで以上に増すことは容易に想像される。各団体の成り手不足を助長することにはならないか。 | ・地域の負担を考慮し、設置は地域の任意です | 創造浜松 |

地区コミュニティ協議会の運用等に関する質問事項

| No. | 協議項目 | 確認項目 | 質問事項 | 回答 | 会派 |
|-----|--------|--------------|---|---|---------|
| 40 | 2 認定要件 | (2) 構成団体 | 地区コミュニティ協議会の機能を完全に自治会連合会が補完することも可能な地域があると考えている。設立は任意ということであれば、現在の状況を継続していくことも行政として当然のことながら認めていくということによろしいか？その場合にも、自治会連合会の定例会にはコミュニティ担当職員はこれまで通り出席するのか。更には、コミュニティ担当職員が増員されるのであれば、これまで以上に支援体制を強化する考えはないか？ | <ul style="list-style-type: none"> ・現在の状況を継続しても構いません ・自治会や地域団体の会合にはこれまでどおり参加します ・再編後は2名体制のコミュニティ担当職員により支援体制を充実します ・「資料2:地区コミュニティ協議会の設置の有無の違い」のとおりです | 創造浜松 |
| 41 | 2 認定要件 | (3) その他の認定要件 | 認定要件で、発足するための年間活動計画はわかるが、収支を明確にすることは、どのように行うのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・予算は協働センターの直執行予算を想定しているので提示は不要です。文言を削除します。 | 自由民主党浜松 |
| 42 | 2 認定要件 | (3) その他の認定要件 | 規則や要綱は、緩く、権限は大きくが理想であり、地域の独自性とやる気を一番考えたものとなっているか | <ul style="list-style-type: none"> ・規則や要綱は、区協議会を円滑に行うための最小の条件を規定します | 自由民主党浜松 |
| 43 | 2 認定要件 | (3) その他の認定要件 | 協議会の名前ですが、認定する地区コミュニティ協議会と施設委託する地区コミュニティ協議会とわかりづらいので区別するために名前を変える。 | <ul style="list-style-type: none"> ・団体名称は団体の任意ですが、既存の団体と区別する仕組みを検討します | 公明党 |
| 44 | 2 認定要件 | (3) その他の認定要件 | 地区コミュニティ協議会が、活動区域のすべての住民が活動に参加できることをどのように担保するのか。ここにおいても、自治会連合会との区別や相違をどう考えるか？ | <ul style="list-style-type: none"> ・要綱の認定要件の一つとして、「活動区域の全ての住民が活動に参加できること」を規定します | 創造浜松 |
| 45 | 2 認定要件 | ※その他 | 「会議を円滑に行うための最小範囲の条件」としているが具体的な要綱規定の内容と提示時期はいつ頃になるのか | <ul style="list-style-type: none"> ・認定要件として、資料に記載した(1)区域(2)構成団体(3)その他の認定要件のみを定めるものです ・9月の特別委員会において要綱の文案を確認していただきます | 自由民主党浜松 |
| 46 | 2 認定要件 | ※その他 | そもそも自治会とは、住民自治を住民自ら行うための地縁団体である。活動区域のすべての住民は、希望すれば活動に参加できる。地区コミュニティ協議会が、自治会を通さない提案、要望、意見等を集約することで、自治会の衰退を助長することにならないか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域によって自治会の状況は様々です。地域の実情を勘案して、地区コミュニティ協議会の設置の要否を判断していただくことができます | 創造浜松 |

地区コミュニティ協議会の運用等に関する質問事項

| No. | 協議項目 | 確認項目 | 質問事項 | 回答 | 会派 |
|-----|-----------|------|--|--|---------|
| 47 | 3 認定までの流れ | - | 地域性（自治会長の任期や既存のまちづくり協議会）に応じた移行スキームを示すとともに、地区コミュニティ協議会の理想的モデルケースを複数提示して、地域性に応じた協議会の理想的な姿を共有する必要がある。また、地区コミュニティ協議会活動の全体モデルプロセスフローを示し、既存の組織や地域団体、自治連との重ねて検討する方法によって、機能や役割の共通認識を深めることができないか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域性も理想も地域により様々であるため、地域の事情に応じてコミュニティ担当職員がフォローし、設立支援をしております ・設立希望地区には、他地域の良い活動事例を情報提供しております | 自由民主党浜松 |
| 48 | 3 認定までの流れ | - | 令和6年1月1日前から地区コミュニティ協議会設立を準備する地区もあると思うが、STEP1・STEP2の支援を行うコミュニティ担当職員が協働センターに配置されるのいつか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・現在のコミュニティ担当職員が対応します | 自由民主党浜松 |
| 49 | 3 認定までの流れ | - | キーパーソンの選定は誰の判断となるのか。団体や個人の情報が網羅されているかの判断は、どうするのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・キーパーソンは、協働センターと地域の関わりの中で協働センターや地域が把握している情報をもとに選定します | 自由民主党浜松 |
| 50 | 3 認定までの流れ | - | 地区コミュニティ協議会の運用や認定についての制度や認定までの過程等どのように市民に周知をしていくのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域団体の会合や区協議会、協働センターだよりなどを通して、協働センター等が周知します | 自由民主党浜松 |
| 51 | 3 認定までの流れ | - | 設置は地域の任意とするがあるが、最終判断は誰の責任となるのか？設置の意向を地域団体のキーパーソンに確認とあるが、そのキーパーソンの一存で決められるのか？ | <ul style="list-style-type: none"> ・自治会の同意を得て、地域の総意のもと設置するもので、最終判断は地域の判断となります | 市民クラブ |
| 52 | 3 認定までの流れ | - | 認定までの流れで、コミュニティ担当職員が説明を行う地域団体のキーパーソンとは、どのような人材を想定しているのか？その人物の選定については、自治会連合会に助言を求めることはあるか？ | <ul style="list-style-type: none"> ・各地域により異なりますが、自治会連合会や地区社会福祉協議会、まちづくり協議会などに属する人材を想定しています ・認定は地区自治会連合会の同意を必須としていますので助言を求める場合もあります | 創造浜松 |

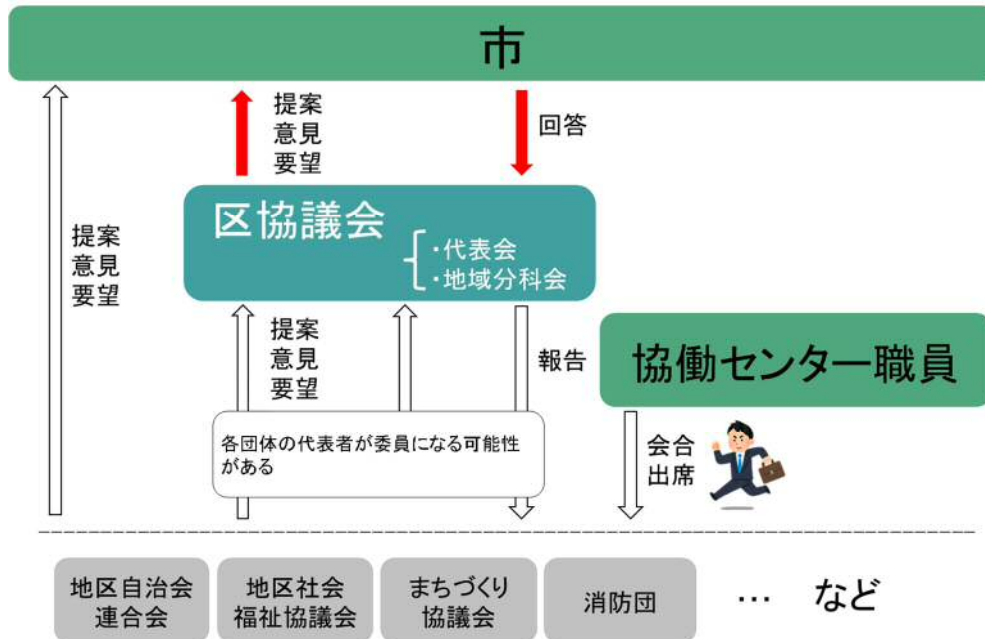
地区コミュニティ協議会の運用等に関する質問事項

| No. | 協議項目 | 確認項目 | 質問事項 | 回答 | 会派 |
|-----|------|------|---|--|---------|
| 53 | ※その他 | - | 協議会役員の会合や、他団体との打ち合わせなど、事務所として常時利用できるような地区コミュニティ協議会用スペースは、確保されるのか。協働センター等に事務所の確保ができるか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・会合などの打ち合わせは、協働センターを無料で利用することができます ・協働センター内に事務所は置きません | 自由民主党浜松 |
| 54 | ※その他 | - | コミュニティ担当職員は、地区自治連会活動や単位自治会活動等もサポートするのか | <ul style="list-style-type: none"> ・これまでと同じく地域団体の会合に参加するなどして地域団体と行政とのつなぎ役を担います | 自由民主党浜松 |
| 55 | ※その他 | - | コミュニティ担当職員は、どの程度の事務局作業をしてくれるのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・地区コミュニティ協議会の活動のうち、区協議会に関する活動の事務局機能を担います | 自由民主党浜松 |
| 56 | ※その他 | - | 一つの協働センター内に複数地区がある場合、コミュニティ担当職員の負担が大きくないか。コミュニティ担当職員は、地区コミュニティ毎に増員されるか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・再編後に順次、再任用職員を正規職員と入れ替え、コミュニティ担当職員を1名から2名に増員します | 自由民主党浜松 |
| 57 | ※その他 | - | コミ担が設置の意向を確認するにあたり、コミ協の設置意義や役割、既存団体との整合性など、統一した内容を十分に理解し、伝えることが重要であるが、地域差や理解度の差がある中で、地域が等しく設置について理解の上、設置有無を判断できるようにするために、どのような方法を考えているか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域に正確な情報を伝えることができるよう、研修を通して、コミュニティ担当職員の共通理解を図ります | 自由民主党浜松 |
| 58 | ※その他 | - | このような団体の課題として継続的な活動ができることや、負担軽減などがあると認識している。自治会での課題解決の方法が地区コミュニティ協議会の運用に活かされているものがあれば教えてほしい。 ⇒箱だけが増えて同じ課題だけが残る懸念があるため、これまでの歴史を踏まえて改善点を洗い出していくべきと考える。 | <ul style="list-style-type: none"> ・開催通知や出席者との調整などの事務を協働センターが担うため、構成員、特に会長の負担の軽減が図られます ・コミュニティ担当職員が課題を把握、整理し、地区コミュニティ協議会が地域として継続的に課題に取り組むことができるようにしていきます | 市民クラブ |

地区コミュニティ協議会の設置の有無の違い

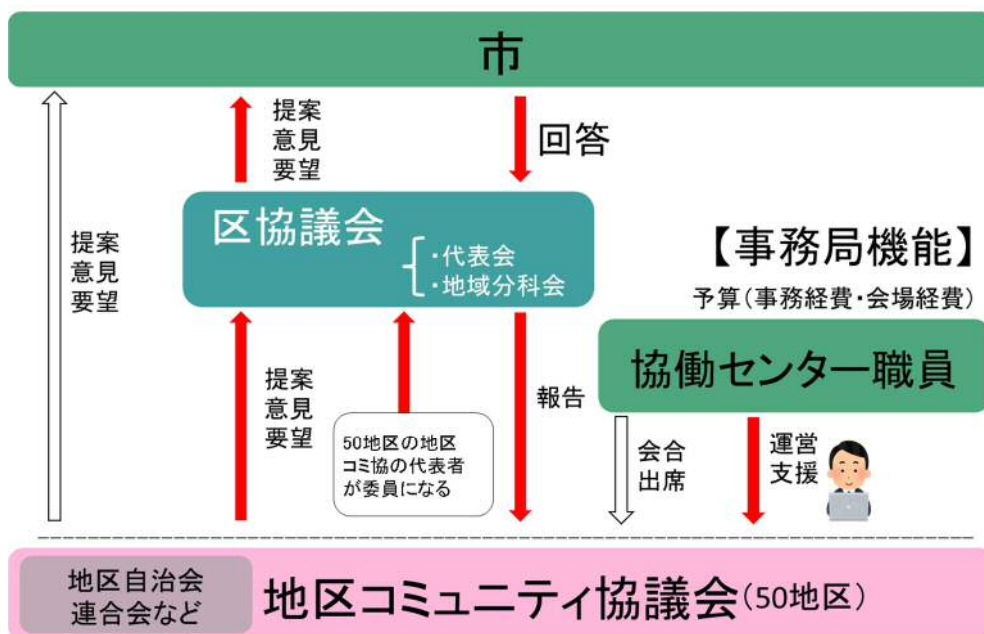
1 地区コミュニティ協議会を設置しない場合

- ・今までと変わらず協働センターのコミュニティ担当職員が地区自治会連合会などの会合に出席し、地域の声を市へつなぐ
- ・地区自治会連合会など地域団体からの市への要望も今まで通りの手法でできる



2 地区コミュニティ協議会を設置した場合

- ・市の附属機関である区協議会を通じて地域の声を市へ届ける
- ・事務局機能を担う協働センター職員が運営支援や予算を活用しサポートを行う



地区コミュニティ協議会の運用等について

地区コミュニティ協議会は、地域の各種団体を包含し、地域課題を話し合う組織として、地域の任意で設置することができます。設置した場合には、市の附属機関である区協議会に対し、地域振興及び地域課題の解決に関して提案、要望、意見を述べるすることができます。

1 地区コミュニティ協議会の運用

(1) 機能・役割

- ・地域分科会（天竜区は区協議会）に対し、地域振興及び地域課題の解決に関する提案、要望、意見を述べるができる
- ・地域分科会（天竜区は区協議会）に委員を選出するものとする
- ・地区内の各種団体が連携して地域課題等をまとめる
- ・地域分科会（天竜区は区協議会）からの報告内容を地域内の各種団体と情報共有する

(2) 年間スケジュール

- ・地域分科会の開催にあわせて会議を開催（最大12回程度／年）

※その他の自主的な事業活動については、各地区コミュニティ協議会において年間活動計画を作成して実施

(3) 案件

- ・地域分科会へ提案、要望、意見を述べるための対象地区内の地域振興及び地域課題の解決に関する事項

(例)

- ✓通学路の危険箇所の改修要望
- ✓騒音や水質検査などの環境調査結果の報告要望
- ✓路線バスの存続に向けた民間事業者に対する行政の働きかけの要望
- ✓地域力向上事業（区課題解決事業）への提案

※その他の自主的な事業活動については、各地区コミュニティ協議会において年間活動計画に基づき実施

(4) 予算

事務経費、会場経費等（1地区あたり約5万円／年）

※協働センターが契約、購入し、市が直接支払う予算（直執行予算）

- ・会議に要する消耗品やコピー料
- ・会合や勉強会に要する会場使用料
- ・地域課題を解決するための調査旅費
- ・勉強会等の講師謝礼

<参考>区予算として活用が可能な事業費（地区コミュニティ協議会を主対象としたものではないの活動として活用できる）

- ・協働センターを核とした地域課題解決事業（1協働センターあたり15万円）
- ・市民提案による住みよい地域づくり助成事業（補助金）

（補助率1/2（上限200万円））

- ・区民活動・文化振興事業
- ・区課題解決事業

2 認定要件

地区コミュニティ協議会の設置については、地域の負担を考慮し、地域の任意とする。

また、認定要件については、地域の自主性を尊重し、定員や任期、部会の設置、事業活動など、組織の運営に関する細かな規定は定めず、会議を円滑に行うための最小範囲の条件を要綱に規定する。

(1) 区域

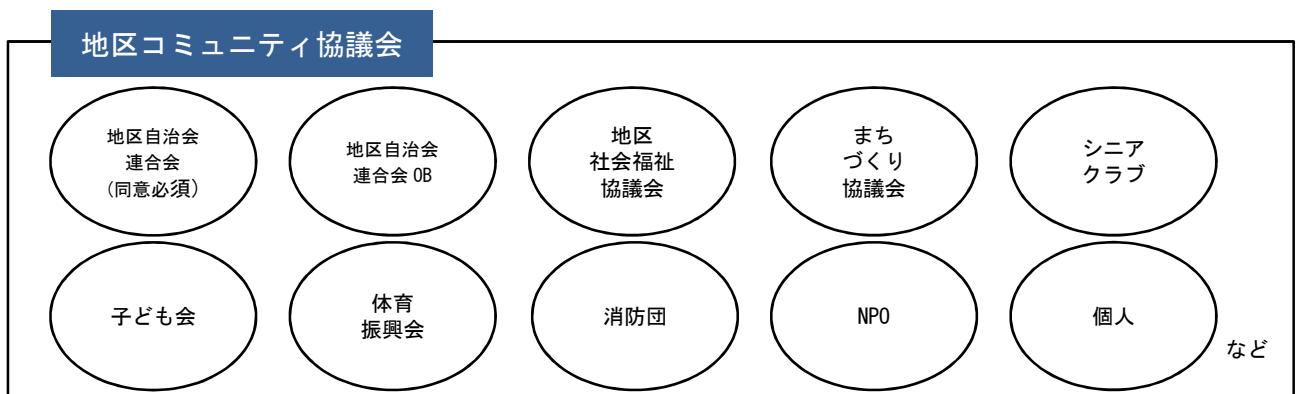
- ・原則として地区自治会連合会区域を最小単位とした範囲で活動する団体であること
- ※ただし、地域の自主性を尊重し、地区自治会連合会の同意があればこの限りでない

(2) 構成団体

- ・複数の各種団体や個人により構成し、地区自治会連合会の同意を得た当該地域を代表する団体であること

※地区自治会連合会の負担に配慮し、協議会の構成団体に地区自治会連合会を含めることは地域の任意とする

※協議会の構成団体に地区自治会連合会を含めることが望ましい。ただし、地区自治会連合会が希望しない場合はこの限りでない



(3) その他の認定要件

- ・規約を作成すること
- ・活動区域の全ての住民が活動に参加できること
- ・主体的、継続的な活動を行うこと
- ・年間の活動計画を作成し、~~収支を明確に~~すること
- ・民主的な組織運営を行うこと
- ・暴力団または暴力団員と関係を有しないこと
- ・宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を強化育成する活動を行わないこと

3 認定までの流れ

<STEP 1>各種地域団体のキーパーソンにヒアリング

- ・コミュニティ担当職員が地域団体のキーパーソンへ説明を行い、設置の意向を確認する

<STEP 2>規約等の作成

- ・コミュニティ担当職員が設立趣旨書や規約などの書類作成をサポート

<STEP 3>総会の開催

- ・地域において関係者を一堂に会した設立総会を行う

<STEP 4>認定

- ・協働センターを通じて、区役所または行政センターにて地区コミュニティ協議会を認定